

特定医療費(指定難病)の申請に 個人番号(マイナンバー)が必要です

受付窓口でマイナンバーを確認します

岡山市保健所·各保健センターで申請を行う際、以下の(1) または(2)の方法で個人番号(マイナンバー)の確認を行いますので、あらかじめ、必要な書類をご準備ください。



(1) 申請者本人が持参する場合

以下の①または②のいずれかを窓口でご提示ください

① 申請者(又は代理人)本人の個人番号カード(マイナンバーカード)

個人番号カードの見本 ⇒ 1枚で身元確認と 個人番号確認ができます





② 個人番号カードの交付を受けていない方 ア)+イ)

ア)申請者(又は代理人)本人の「通知カード」又は「個人番号付きの住民票」



- イ)申請者(又は代理人)本人の運転免許証、パスポート、障害者手帳等 (本人の顔写真が掲載されている官公署の発行した証又はそれに類するもの)
- ※イ)の書類が提示できない場合は、 保険証、年金手帳、児童扶養手当証 書など官公署の発行した書類等いず れか2つご用意ください。

通知カードの見本 ⇒

※ 郵送の場合は、①又は②の写しを添付してください。

(2) 代理人が持参する場合

(1) の書類に加え、次の書類①+②も必要となります。

①代理権を確認できる書類

法定代理人:戸籍謄本、後見に関する登記事項証明書等法定代理人であるこ

とを証する書類

任意代理人:委任状(個人番号の届け出を含む請に関する手続きを委任する

ものや、患者の特定医療費(指定難病)受給者証)

②代理人本人の身元を確認する書類

(代理人のマイナンバーカードや運転免許証等、(1)に準ずるもの)

申請書にマイナンバーの記入をお願いします

新規申請や個人番号に変更があった際には届け出が必要です。 申請書の「支給認定基準世帯員」の欄に個人番号を記入し、上記 確認書類をご持参ください。

◎支給認定基準世帯員は患者さんの加入している医療保険毎に決まります。

加入している医療保険		支給認定基準世帯員
国民健康保険(退職・組合含む)		同じ国保に加入している人全員
後期高齢者医療		同じ住民票の世帯で、後期高齢者医療に 加入している人全員
被用者保険	患者本人が被保険者	患者本人
	患者以外が被保険者	患者本人+被保険者

世帯員について)本人確認は申請者の方で実施してください。世帯員の個人番号が分かる書類(通知カード・個人番号付きの住民票等)を持参してください。

マイナンバーを利用した情報連携により、住民票・課税(非課税)証明書等の添付書類の省略が可能になります

※ マイナンバーの記載がない場合には、マイナンバー法第14条第2項の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構を通じてマイナンバーの収集を行います。

【お問い合わせ先】

特定医療費(指定難病)の申請に関すること 岡山市保健所健康づくり課特定疾病係

086-803-1271

マイナンバーカード・通知カードに関すること 岡山市総務局行政事務管理課 0

086-803-1080

